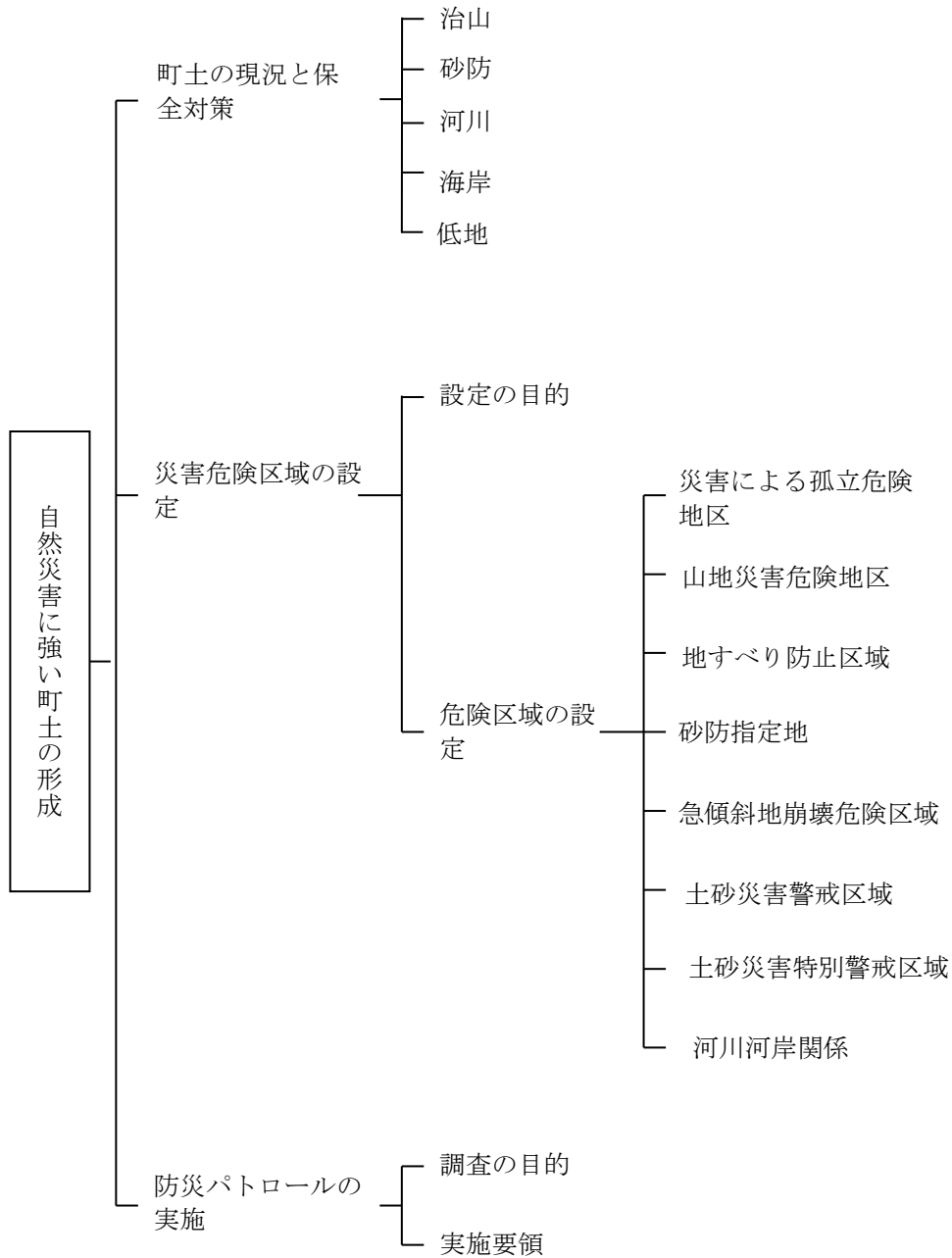


第4章 自然災害に強い町土の形成

基本的な考え方

大雨、洪水、高潮等の自然災害から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するため、県に対し、さまざまな保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図るよう要望する。



第1節 町土の現況と保全対策

第1項 治山

1 現況

本町の山地は、第三紀層及び古生層の泥岩、頁岩、粘板岩で構成されており、また、相次ぐ台風の襲来や林業に従事する人口の減少等により荒廃林地が多い。

2 対策

町は県に対し、山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめるため、治山事業による治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備などを計画的に推進する。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム(森林GIS)の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取り組みを、県・市町・地域住民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

第2項 砂防

1 現況

本町の地形は、山地面積が全面積の5割を占め、河川は小瀬川とその支流である、瀬田川、関ヶ浜川があり、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性がある。

2 対策

県では、次の事業を計画しており、町はこれらの事業を実施するよう要望する。

(1) 砂防事業

土石流の発生により、甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的に取り上げ、えん堤工等の整備を推進する。

また、土石流が発生した箇所は、その直後に緊急点検を行い、危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

なお、最近のような局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いをみせており、その効果からみても、予防事業の強化が望まれる。

(2) 地すべり防止事業

緊要度の高い地区から重点的に実施していくが、地すべり発生による被害規模の大きいこと等からも、本事業については特に推進強化を図っていく方針である。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

崩壊の危険度の高いものから逐次、法に基づく区域指定を行い、防止工事については、被害対象規模の大きいものから緊要度に応じて県事業として重点的に実施し、また被害対象規模の小さいものについても、危険度の高いものについては県費助成事業として実施し崖崩れ災害防止の万全を期していく方針である。

第3項 河川

1 現況

本町の河川は、広島県との県境に当たる小瀬川と、その支流である瀬田川、西谷川、坂根川、駒ヶ迫川、関ヶ浜川がある。整備にあたっては、治水とともに利水を考慮して総合的に進める必要がある。

2 対策

県では河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫性を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進しているところである。

町は次の事業・管理を本町域においても行うよう国、県に対し要望する。

水事業及び河川管理

治水事業は、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進するものとし、洪水の調整を図り流域の安全を確保するため、河川の改修を促進する。また、水利

用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用、骨材採取の規制など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を図る。

第4項 海岸

1 現況

本町は、東側を瀬戸内海に面しているが、同時に、石油コンビナート工場地帯である。

2 対策

県では、既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、地域開発の進展に伴う後背地の重要性に対応した保全施設の整備充実を図っている。

既存施設については、日頃から保守点検を行い維持管理に努めるとともに、緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

第5項 低地

1 現況

本町では、都市化の進展した地域では在来水路の不足に加えて、雨水の流出、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水の流出量が著しく増大するため、大雨時には浸水の恐れが高じてきている。

2 対策

河川の整備を推進するとともに、市街化した地域の浸水防除を図るために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進するとともに、岩国市の実施する装束地区雨水ポンプ場の改築効果を確認する。

併せて、流域から一挙に大量の雨水が低地に流入することを抑制する対策が必要であり、今後、総合的な低地対策を検討するため、集中豪雨時における浸水状況を調査し、慢性的な排水不良地域の総合的な防災対策を検討することとする。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

第2項 危険区域の設定

立 害 に よ る 孤 立 危 険 地 区	<p>設定の基準</p> <p>災害を受けた場合、次に該当する地区を想定</p> <p>(1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区</p> <p>(2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区</p>
山 地 災 害 危 険 地 区	<p>設定の基準</p> <p>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。</p> <p>(1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区</p> <p>(2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区</p> <p>(3) 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区</p>

地すべり防止区域	<p>設定の基準（地すべり等防災法第3条）</p> <p>(1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは、誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する実施計画区域が定められていない都市計画区域にあっては用途地域）にあっては2ha）以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの</p> <p>ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない町道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ウ 官公署、学校等の公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>エ 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>オ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>カ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合</p>
砂防指定地	<p>設定の基準（砂防法第2条）</p> <p>砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。</p>
急傾斜地崩壊危険区域	<p>設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）</p> <p>（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2）</p> <p>崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。</p> <p>(1) 高さ5メートル以上であること。</p> <p>(2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。</p>

土砂災害警戒区域	<p>設定の基準</p> <p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地</p> <p>ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地）</p> <p>イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</p> <p>ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> <p>(2) 土石流</p> <p>土石流の発生の恐れがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p> <p>(3) 地すべり</p> <p>ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）</p> <p>イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに対応する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</p>
土砂災害特別警戒区域	<p>設定の基準</p> <p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(3) 地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等</p>
河川海岸関係	<p>設定の基準</p> <p>河川及び海岸について、「山口県津波浸水想定図」（H25.12）、「山口県高潮浸水予測区域図」（H26.3）、「小瀬川水系小瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（H28.6）に基づき、洪水・高潮による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。</p> <p>(1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上</p> <p>(2) 人的被害のあるもの</p> <p>(3) 耕地被害が10ha以上のもの</p> <p>(4) 過去浸水被害の有った低地部</p>

第3節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

町及び関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予測される区域

3 調査班の編成

- (1) 山口県（調査対象区域の主管課、防災危機管理課、関係出先機関）
- (2) 山口県警察本部（岩国警察署）
- (3) 町（事業主管課（都市建設課）、防災主管課（企画総務課）、消防団）
- (4) 岩国地区消防組合消防本部
- (5) 調査地区の実情に応じて参加機関を調整する。

4 調査の方法

- (1) 前記の調査区域を対象として調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地滑り、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により、危険が予測される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象
危険事態発生の要件となる基準事項の調査、例えば降雨量、通報水位、警戒水位等
- (9) 各種観測施設設備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

町は、調査結果をとりまとめ、毎年和木町地域防災計画を修正するとともに、各防災関係機関等に公表するものとする。